

金沢美術工芸大学社会連携センター地域連携部門規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 74 号

(設置)

第 1 条 本学の地域活動及び市民生活への芸術文化貢献事業等の地域連携事業を実施するため、社会連携センターに地域連携部門を置く。

(組織)

第 2 条 社会連携センター地域連携部門に、次の職員を置く。

- (1) 社会連携センター地域連携部門長 (以下「部門長」という。)
- (2) 社会連携センター特任研究員 (以下「特任研究員」という。)
- (3) 地域連携事業の実施プロジェクトの担当として、理事長が指名する教員 (以下「プロジェクト担当」という。)
- (4) 事務局職員

2 部門長、特任研究員、プロジェクト担当の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業の執行)

第 3 条 部門長は、担当する理事の監督のもと、実施プロジェクトを総括し、部門に属する職員を指揮監督する。

2 特任研究員は、部門長を補佐し、地域連携事業の実施に関して部門長が指示する業務を行う。

3 プロジェクト担当は、部門長が指示する事業を行う。

4 実施プロジェクトの担当は、必要に応じ、外部に委嘱又は外部から招へいすることができる。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。